4　市町村等における結婚・出産・子育てに係る支援の取組事例等

母子保健担当部局が中心となって支援した事例

1　市町村における妊娠・出産・子育ての支援に係る取組事例Ⅰ
2　市町村における妊娠・出産・子育ての支援に係る取組事例Ⅱ
3　市町村における妊娠・出産・子育ての支援に係る取組事例Ⅲ
4　市町村における妊娠・出産・子育ての支援に係る取組事例Ⅳ
5　市町村における妊娠・出産・子育ての支援に係る取組事例Ⅴ

子育て支援担当部局が中心となって支援した事例

6　市町村における妊娠・出産・子育ての支援に係る取組事例Ⅵ
7　市町村における妊娠・出産・子育ての支援に係る取組事例Ⅶ

障がい保健福祉担当部局が中心となって支援した事例

8　市町村と相談支援事業所における結婚の相談支援に係る取組事例

相談支援事業所が中心となって支援した事例

9　相談支援事業所における出産・子育ての支援に係る取組事例Ⅰ
10　相談支援事業所における出産・子育ての支援に係る取組事例Ⅱ
11　相談支援事業所における結婚の相談支援に係る取組事例
12　相談支援事業所における子育ての支援に係る取組事例
13　相談支援事業所における妊娠・出産に係る取組事例

障害者就業・生活支援センターが中心となって支援した事例

14　障害者就業・生活支援センターにおける支援に係る取組事例

当事者本人の体験談

15　結婚・出産・子育てに関する体験談（当事者本人から）

取組事例の構成について

取組事例は、以下の構成で整理しております。

取組事例

・相談者の状況（世帯の構成、障がい種別、性別、子どもの有無）

・事例提供があった支援機関　・相談者の所在市町村の規模

・支援のきっかけ

○「結婚」におけるステージ

・市町村や相談支援事業所等において、障がいのある方に支援した具体的な取組内容
・支援にあたって留意した（今後留意する）ポイントなど

○「妊娠・出産」におけるステージ

・市町村や相談支援事業所等において、障がいのある方に支援した具体的な取組内容
・支援にあたって留意した（今後留意する）ポイントなど

○「子育て」におけるステージ

・市町村や相談支援事業所等において、障がいのある方に支援した具体的な取組内容
・支援にあたって留意した（今後留意する）ポイントなど

○市町村をはじめ当該事例で連携した関係機関

母子保健・子育て支援に関する「用語の解説」

（５０音順）

【里親】

要保護児童（保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童）の養育を希望する者であって、都道府県知事が適当と認める者。

【里親の種類】

養　育　里　親	家庭で暮らせない子どもを自分の家庭で養育する里親
専　門　里　親	養育里親のうち、児童虐待などの行為により心身に影響を受けた子どもや非行問題、障がいのある子どものうち、特に支援が必要な子どもを養育する里親
養子縁組里親	養子縁組を前提として子どもを養育する里親
親　族　里　親	両親など、子どもを養育する人が死亡または行方不明などになった場合に、その子どもを養育する扶養義務者（成人している兄弟、祖父母）及びその配偶者である親族の里親

【児童虐待】

児童虐待防止法において、「保護者（親権を行う者。未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者）がその監護する児童（18歳に満たない者）について行う虐待行為で、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待の４つに分類される。

【特定妊婦】

若年妊婦や障がい、経済的不安があるなど、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

【乳児院】

保護者の養育を受けられない乳幼児を養育する施設。乳幼児の基本的な養育機能に加え、被虐待児・病児・障がい児などに対応できる専門的養育機能を持つほか、保護者支援や退所後のアフターケアを含む親子関係再構築支援を行う施設。

【ファミリーホーム】

養育者の住居において５～６人の複数の児童による関わりを活かしつつ、委託児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、児童の自立支援を図る。

【母子生活支援施設】

配偶者のいない女子またはこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立促進のためにその生活を支援し、退所した者については、相談その他の援助を行う施設。

【要支援家庭】

保護者の状況、子どもの状況、養育環境に何らかの問題を抱え、それを放置することで養育が困難な状況に陥る可能性がある家庭。

【要保護児童対策地域協議会】

医療、福祉、教育、警察等の分野の関係する機関（病院、学校、保健所、児童相談所等）及び関係団体（ＮＰＯ、ボランティア等）などが連携・協力し、被虐待児など要保護児童（保護者のない児童または保護者に監護させることが不適当であると認められる児童）やその保護者等に関する情報交換や支援内容の協議を行うためのネットワーク。

母子保健担当部局が中心となって支援した事例

1　市町村における妊娠・出産・子育ての支援に係る取組事例Ⅰ

○相談者の状況	本　　人：障がい種別（知的障がい）・障がい程度（B）・男性 パートナー：障がい種別（知的障がい）・障がい程度（B）・女性 子　ど　も：２人（小学生、未就学児）		
○事例提供があった支援機関	市町村（母子保健担当部局）	○相談者の所在市町村の規模	人口一万人未満
○支援のきっかけ	結婚のためパートナーが隣町から本人宅へ転入した後、妊娠届の提出があったことをきっかけに支援を開始。		

○「妊娠・出産」におけるステージ

【障がいのある方に支援した具体的な取組内容】

●当世帯は公営住宅に居住しており、普段の食事の用意や家事などはおもに本人が行っている。パートナーは計算が不得手であり買い物での支払いができないなど、本人の方が生活能力は高い。生計は２人の障害年金や児童手当、特別児童扶養手当により維持している。

●本人達の子どもを産む・産まないの意思確認について、第１子妊娠の際は、妊娠届により把握したため、特段の支援は行っておらず、第２子の際は妊娠前から希望有無について、役場の保健師が夫婦に確認し、双方の気持ちを確認していた。また、パートナーに対しては、排卵日の周期など妊娠のタイミングについて説明を行った。

・妊娠時の健康教育として、役場の保健師の定期訪問を実施し、禁煙することの説明を行ったほか、妊娠や出産時の不安について傾聴を行った。

・妊婦検診や出産時の医療機関等への通院については、本人が車の運転が可能であるため、付き添いをしている。

・出産の際は、第１・２子ともに帝王切開し、どちらも痛みや不安、注射への恐怖があったため、医療機関とは密接な連携を図り、パートナーをフォローしてきた。

●役場では、障がい保健福祉、母子保健、子育て支援の担当部局がひとつの課に集約されており、支援が必要な家庭の情報共有が容易にできる環境で、個別のケース会議についてもその都度、必要に応じて開催している。

【支援にあたって留意した（今後留意する）ポイントなど】

●パートナーの方で出産したい医療機関についてのこだわりがあったが、障がいのあることでのリスクなど懸念があったことから、医療機関の方でパートナーを説得し、地方センター病院での出産となる。

○「子育て」におけるステージ

【障がいのある方に支援した具体的な取組内容】

●パートナーは、現在が何時なのかは分かるが、「何時間後」が理解できないため「３時間おき」にミルクをあげることができないほか、体温計も読むことができないなど、育児に関しては相当な不安があったことから、出産後、何に困るのかを役場内部で検討し、赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問事業、新生児訪問事業など）を手厚くして支援した。さらに、障がい保健福祉担当部局の職員が月１回訪問し、保健師含めて役場全体での見守りを実施した。

●子どもについて、第１子は腎臓の疾患があったため、生後３ヶ月で訪問看護を導入している。また、２人とも知的障害があり、第１子は放課後等デイサービスの利用と特別支援学級への通学。第２子は児童発達支援を利用する。

・子どもの入浴は、居宅介護サービスのヘルパーが支援。その後、２人の子を養育することの負担が重くなってきたため、第１子については、小学校低学年から近所の祖母宅で生活することとなった。現在も本人の祖母からは支援を得られている状況である。

・金銭管理、収入等は自己管理しているが経済的には厳しいようなので、今後、本人へ就労継続支援や日常生活自立支援事業の利用を促す予定である。

・要支援家庭として、要保護児童対策地域協議会で関係機関と情報を共有し、支援内容の協議を行っている。

【支援にあたって留意した（今後留意する）ポイントなど】

●パートナーの中で、子どもの優先順位が低い（幼少期に母からのネグレクトを受け、児童相談所の措置により障害児入所施設に措置されていたこともあり、母の愛情を受けていないことが背景としてある）。

・本人たちは、子育てに関してどんなサービスを入れるにも消極的。発達支援センターの利用も拒否的で、訪問看護の利用も当初は拒否していた。出産直後も頻回な訪問ができないため、第１子が発熱していたことに気付くのが遅れるなど、深刻な事態になる可能性があった。現場職員としては、夫婦が子どものことを客観的に見て、将来を見据えた育児をすることは難しいと感じている。

・本人達が自分の障がいを含め、障がいを理解できるような状況等を作る必要がある（言葉ではなく、絵などで表現したものなど）。

○市町村をはじめ当該事例で連携した関係機関

○市町村の障がい保健福祉担当部局、母子保健担当部局、子育て支援担当部局

ひとつの課において、障がい保健福祉、母子保健、子育て支援を所管している。今回は、パートナーの妊娠を機に支援が始まったため、母子保健担当が中心となって支援

○相談支援事業所・障害児相談支援事業所

市町村（地域包括支援センター）の直営。障害福祉サービスの利用の調整などを実施

○居宅介護事業所

ヘルパーによる家事援助（育児支援）の実施

○通所事業所（自立訓練・就労継続支援、地域活動支援センター等）

第１子について、放課後等デイサービスを利用

○訪問看護事業

第１子に内臓疾患があり、訪問看護を実施

○小学校

第１子について特別支援学級での支援を実施

○発達支援センター

第２子について発達支援の実施

○児童相談所

要保護児童対策地域協議会で連携した支援を実施

2　市町村における妊娠・出産・子育ての支援に係る取組事例Ⅱ

○相談者の状況	本　　人：障がい種別（精神障がい）・障がい程度（２級）・女性 パートナー：なし 子　ど　も：２人（小学生・幼児）		
○事例提供があった支援機関	市町村（母子保健・子育て支援担当部局）	○相談者の所在市町村の規模	人口一万人未満
○支援のきっかけ	第１子の妊娠届の時から特定妊婦として支援を実施。		

○「妊娠・出産」におけるステージ

【障がいのある方に支援した具体的な取組内容】

●第１子の妊娠届の時から特定妊婦として支援を行っており、現在も支援を継続している。

パートナーとの入籍はしておらず母子世帯。精神科の病院へ定期的に通院しており、保健センターが中心となって、関係機関と情報共有及び支援の検討を実施した。

・家事などは本人で行うことができ、就労継続支援サービスのみ利用。賃金と障害年金で生計維持。

本人の出産後のお産扱い、体調不良時の送迎等、民生委員をはじめ、職場の方々、友人、実母等の協力を得て、見守りをしながら支援を行った。

【支援にあたって留意した（今後留意する）ポイントなど】

●本人が独特な思想を持っている方であったため、子どもを産み育てることができるのか心配であった。また、本人との信頼関係を築いている時期であったため、精神面でのケアが必要ではあったが、その悩みについては、全貌が見えていない時期であった。

○「子育て」におけるステージ

【障がいのある方に支援した具体的な取組内容】

●出産直後から多量出血や精神面での不安定さから、退院後は、保健センターの保健師と民生委員が交代で、子どもの沐浴等のお世話を日が明けるまで実施する。

その後も自傷行為をした時の緊急対応、本人が入院した時の子ども達の保護対応（乳児院や里親）、託児所への送迎等、必要時に要保護児童対策地域協議会を開催し、地域の民生委員や児童相談所、職場の方々、友人、託児所の職員、小学校等、地域の方々の協力と見守りを得ながら支援している。

【支援にあたって留意した（今後留意する）ポイントなど】

●本人の母は支援したいと思っており、家族の支援を受けながら子育てすることが望ましいと考えているが、本人が拒否しているため、なかなか家族の支援を期待することができない。

身近な協力者が民生委員や職場の仲間や友人となり、また自傷行為をした時の支援者や発見者が、民生委員であることが多く、精神面でのケアも必要となっている。

・医療機関への通院が途絶えることもあるため、定期的に支援が必要となっている。

・子ども達が母親の自傷行為を見ているため、精神発達において悪影響を及ぼしていないか不安がある。

○市町村をはじめ当該事例で連携した関係機関

○通所事業所（自立訓練・就労継続支援、地域活動支援センター等）

就労継続支援を利用。

○市町村の障がい保健福祉担当部局

障害福祉サービス利用の調整を実施

○市町村の母子保健・子育て支援担当部局

今回のケースの支援の中心として、相談対応のほか各種調整及び支援を実施。

○児童相談所

本人が入院した際に、子どもの保護措置などを実施。

○児童福祉施設

乳児院の一時利用

○民生委員

産後直後の子どもの沐浴等の手伝い、本人通院時の子どもの預かり、日頃の見守りなど

○医療機関

本人の治療を実施。病状など変化があった時の情報共有

○消防、警察

自傷行為があった時の対応。

3　市町村における妊娠・出産・子育ての支援に係る取組事例Ⅲ

○相談者の状況	本　　人：障がい種別（知的障がい）・障がい程度（B）・女性 パートナー：障がい種別（知的障がい）・障がい程度（B）・男性 子　ど　も：３人（第１子・第２子は里親委託、第３子は幼児）		
○事例提供があった支援機関	市町村（母子保健担当部局）	○相談者の所在市町村の規模	人口十万人以上
○支援のきっかけ	第１子の妊娠届の時から特定妊婦として支援を実施。		

○「妊娠・出産」におけるステージ

【障がいのある方に支援した具体的な取組内容】

●本人は、第１子妊娠を機に高等養護学校を中途退学。パートナーとの入籍予定はなかったが、出産を希望しており支援を開始した。実家での生活であったが、本人の実母は知的障害Bであるとともに、もともと虐待家庭であったため、本人自身も一時保護となった経過がある。

そのためか本人達の保健師への拒否感が強く、産前は介入できない状態が続いた。本人が信頼していた高等養護学校教諭と連携を図りながら、保健師の介入に向け、アプローチを続けた。

●第２子妊娠時は、第１子のパートナーと入籍していたが、パートナーは知的障害Bであり、第１子にやけどをさせるなど、継続的に養育状況を確認する必要があった。夫婦喧嘩も多く、出産の準備に向けて家族間でコミュニケーションをとることも難しかったことから、本人のみならずパートナーも一緒に入院し、育児手技を獲得できたことを確認してからの退院となった。

●その後、パートナーのDVを理由に離婚。生活を安定させるために第１子と第２子は里親のもとで生活することとなった。離婚後、独居を経てグループホームに入居していたが、第３子を妊娠し、グループホームでの生活ができなくなり退居し、元夫と同居となった。元夫の子どもであることを周囲に隠すため、産前に保健師が家庭訪問することを拒否し、室内環境や育児用品の確認ができないことが続いたことから、妊婦健診で受診していた医療機関と連携し、出産準備の状況などを確認した。

安全な出産に向け、定期的に妊婦健診を受診できるよう、本人の行動を責めることはしない姿勢で関わることを医療機関では心掛け、保健師は電話にて本人と話すことを続けながら、関係性構築を図った。

また、訪問できた際には、育児用品の準備について視覚的にも理解できるようにイラストでも説明した。

産後は関係機関等が連携し支援ができるように、要保護児童対策地域協議会で、母子が退院後は速やかに支援ができるよう調整した。

【支援にあたって留意した（今後留意する）ポイントなど】

●保健師が家庭訪問し、養育ができていないと判断されたら、子どもたちが一時保護になるという一度印象に残ったものについて、認識を変えていくには時間がかかる。

・対人関係に自信がなく、初めての人には緊張しやすいという特性もあるため、特に地区担当保健師が変更になった後は、保健師が訪問するということに対して拒否感が強く、関係性ができるまでに時間がかかる。

・見通しを持つことが苦手であるため、出産に向けての準備が難しい。お金はあっても自分の好きなことに使ってしまうため、本当に必要なものを買うことが難しい。

また、優先して何を買うべきかの判断が自身でできないことに加え、本人以外の家族も障害をかかえているため、本人が信頼している家族からのサポートにも限界がある。

・もし陣痛がきたらどうするかなど、もしもに対しての備えも難しい。子どもを３人出産しているが、いずれも十分といえない準備のまま出産時期になり、急遽の対応になることを繰り返している。

○「子育て」におけるステージ

【障がいのある方に支援した具体的な取組内容】

●本人の退院後、保健師の訪問を拒否することが多いため、保健師以外の保育士や子育て支援課等からの訪問や、子育て応援給付金の申請を理由に、何度も面接する場面を設けるなどして、支援が途切れないように心掛けた。

・第１子の際には保育所の早期入所に向け、個別的な配慮も行いながら入所申請を行った。

・第２子の際には、父母が育児の中心となったが、子どもの体重増加不良とパートナーのDVもあり、シェルターで母子生活することとなった。シェルターにいる間には、子どもの養育が難しく、パートナーとの離婚に関しても、本人自身で意思決定をすることが難しかったため、傾聴しながらこれまでの出来事や気持ちを整理した。

●第１子は祖父母が育児の中心となっており、第２子は早期に一時保護となったため、第３子目ではあったが、はじめてのことが多かった。ミルクは作ることはできるが、一日にあげたらいい量もわからなくなり、アプリへの記録も忘れてしまうとのことから、授乳量を記録できる表を作成し、ミルクを作成する場所に設置した。

・母は、毎日ミルクをあげていると話すが、具体的に何時にあげたのか、子どもが泣いたときにどんなことをしたのか、より具体的に質問し、なぜ泣き止まなかったのかなどについて本人と振り返った。

・医療機関に受診する目安や本人がすべきことは、口頭のみならず、紙に記載して本人があとからでも確認できるようにした。また、日が経つにつれて、室内は掃除が行き届かず、飲みかけの飲料やお弁当のごみなどで生活スペースがなくなってきたことから「養育支援訪問事業よりそい支援（ヘルパーによる家事育児支援）」を活用。しかしながら本人は、慣れない人と話すことが不安で、約束をキャンセルすることが続くため、必要時には保健師も同席し、小さなことでも取り組んだことやできたことなどは、必ず肯定するよう声掛けを行った。

●第３子の保育所への入所後は、子どもの発育確認のほか、育児状況など、保育所と情報共有しながら支援にあたっている。

・離乳食も本人としては初めてのことであったため、栄養士と同伴訪問し、実際に作ったり、ポイントをメモしながら説明。しかし、牛乳と卵のアレルギー反応が出たことに加え、アレルギーを考慮して離乳食を進めていくことに対して、本人自身が強い不安感を感じていたとともに、正しい進め方を理解するのが難しかったことから、保育所が中心となり現在は離乳食を進めている。

・本人からは毎日のように電話がきており必要時に訪問。そのほか、障害サービスの利用にあたり、関係機関と同伴訪問など行っている。

【支援にあたって留意した（今後留意する）ポイントなど】

●子どもの状態に合わせて育児の方法を変えていくことに困難さを抱えており、支援の必要性は感じながらも自身が、育児ができない人と思われることが嫌で、なかなか自身のできていないことを認めることができない。

・ミルクをあげていないとわかれば怒られると思い、子どもの下痢が続いている、寝てばかりなど、事実と異なることを発言するため、状況を確認していく難しさがある。

・漠然とした不安を抱えていることも多く、優先順位を考慮しながら、本人には端的に伝えていく必要がある。

●指導や助言した内容が障害のある方に正しく理解されない場合もあり、根本的な問題解決とならないという課題がある。長期的な支援の中で、なかなか問題が解決されず、支援する側が疲弊してしまうという課題もある。

○市町村をはじめ当該事例で連携した関係機関

○相談支援事業所
本人の障害福祉サービス（就労継続支援）の利用調整（パートナーはサービスの利用なし）

○市町村の障がい保健福祉担当部局
本人の障害福祉サービス利用に係る支給申請手続きの支援など

○市町村の母子保健・子育て支援担当部局
保健センターの保健師が中心となり、関係機関との調整、妊娠・出産・子育てに係る支援・指導を実施、要保護児童対策地域協議会の開催

○児童相談所
第１子と第２子の一時保護、里親委託。

○特別支援学校
本人が妊娠時、保健師が支援に入りやすくなるよう仲立ちしてもらう。

○医療機関
本人とパートナーに対する育児手技の指導を実施

○保育所
子どもの発育確認や育児状況について情報共有

○養育支援訪問事業所
ヘルパーによる家事育児支援の実施（生後４か月くらいまで利用）

4　市町村における妊娠・出産・子育ての支援に係る取組事例Ⅳ

○相談者の状況	本　　人：障がい種別（知的障がい）・障がい程度（B）・女性 パートナー：障がい種別（身体障がい（内部））・男性 子　ど　も：１人（未就学児）		
○事例提供があった支援機関	市町村（母子保健担当部局）	○相談者の所在市町村の規模	人口一万人以上十万人未満
○支援のきっかけ	妊娠中に町外から転入してきたケースで、転入前の市町村において、継続して支援をされており、ケース連絡を受けてから支援を開始。		

○「妊娠・出産」におけるステージ

【障がいのある方に支援した具体的な取組内容】

●転入前の市町村からケース連絡を受けて、本人と面接を実施し、母子保健や子育て支援に係るサービスの紹介を行うとともに、出産後の支援の有無や出産準備について確認した。

パートナーは、これまでアルバイトや派遣職員として就労しており、普段から夜勤もあるため、パートナーが不在のときに陣痛があった場合など、両親や医療機関への連絡方法なども確認した。

パートナーの両親が隣町に住んでおり、必要に応じて応援に来てくれるとともに、出産後に必要な物資を持ってきてくれており、大きな問題もなく出産を迎えた。

また、本人が出産後の育児をイメージできるよう、沐浴などの育児方法について助言を行った。

【支援にあたって留意した（今後留意する）ポイントなど】

●転入前の市町村において、丁寧にかかわっていたケースであったため、本人の理解度や伝え方等を事前に把握していたことや、パートナーが同伴して話を聞いてくれたので、スムーズに支援ができたが、妊娠時に初めて知った場合などは、訪問等の頻度を上げて、理解度や準備状況などを丁寧に確認していく必要があると感じた。

○「子育て」におけるステージ

【障がいのある方に支援した具体的な取組内容】

●新生児訪問時に養育環境や本人の生活状況、育児技術などの取得状況を確認した。

今後、子どもがどのように成長・発達していくか等を都度伝えたほか、赤ちゃん相談、予防接種など、町の事業で会う機会が多かったので、その都度状況を確認していった。

●子どもが幼稚園へ通園するようになった頃から、本人が就労を希望したため、就労移行支援を利用することとなり、障がい保健福祉担当部局での支援も始まったので、訪問の状況などを共有した。

市町村では、ひとつの課に障がい保健福祉、母子保健の担当係があり、情報共有が容易な体制である。

●親子関係は良好であり、普段の日常生活においての支援は、特に必要がない世帯。夫婦ともに障害年金を受給しているが、パートナーの雇用が不安定であり、定期的な通院も欠かせない状況。

【支援にあたって留意した（今後留意する）ポイントなど】

●予防接種など保健師も介入する事業が複数あるため、幼少期等は関わる機会が多く、生活状況を確認できたことは良かった。

年齢が大きくなると、事業などで関わる機会も減り、共働きになると状況確認をする機会も減るため、通園している園等と情報共有しながら、児や本人達の状況を把握していく必要がある。

○市町村をはじめ当該事例で連携した関係機関

○基幹相談支援センター

本人の就労継続支援の利用調整。

○幼稚園

子どもの様子や家庭の状況を情報共有。

○通所事業所（自立訓練・就労継続支援、地域活動支援センター等）

本人の就労継続支援の利用

○市町村の母子保健・子育て支援担当部局

保健師から乳幼児期の育児支援（授乳、食事、オムツ交換等の指導）

幼稚園のサービス利用の調整

5　市町村における妊娠・出産・子育ての支援に係る取組事例Ⅴ

○相談者の状況	本　　人：障がい種別（知的障がい）・障がい程度（B）・女性 パートナー：手帳なし 子　ど　も：１人（乳幼児）		
○事例提供があった支援機関	市町村（母子保健担当部局）	○相談者の所在市町村の規模	人口一万人以上十万人未満
○支援のきっかけ	隣町から妊娠中期で転入してきたケースで、療育手帳の住所変更の手続きをきっかけに支援を開始。		

○「妊娠・出産」におけるステージ

【障がいのある方に支援した具体的な取組内容】

●本人は、日常の家事等はあまり得意ではなく、普段はパートナーにおいて対応しているほか、隣町に住んでいる実家の両親からの支援を受けており、妊娠・出産時には、産前産後の支援ヘルパーに来てもらい支援（無料）を実施した。

出産に向けた支援については、要保護児童対策地域協議会において、関係機関と情報共有を行った。

【支援にあたって留意した（今後留意する）ポイントなど】

●転入に伴いどのような手続きが必要となるのか、出産に向けてどのような準備が必要となるのか、本人自らが気づき調べることは難しい部分があったため、支援者側が定期的に介入し、その状況に合った支援者とともに支援体制を整えていく必要がある。

長期的な支援が必要であり、関係者間の連携にも時間・労力がかかる。

○「子育て」におけるステージ

【障がいのある方に支援した具体的な取組内容】

●子どもの健診に関する説明を行うとともに、発熱・湿疹など、本人にとって気になる症状が出現した際の助言を行った。子どもの体重に応じた離乳食の調整や沐浴などができないので、普段はパートナーが対応しているが、夜勤などで不在の場合は、実家において支援を受けている。

また、子どもの皮膚疾患により、訪問看護を月に１～２回ほど利用しており、定期的に訪問看護師が世帯の状況を確認している（子ども医療費の適用により利用料は無料となる）。

市町村の保健師も本人から連絡があった場合には、可能な範囲で訪問対応を行っている。

●パートナーは、隣町で介護士として働いており、その就労収入のほか本人の障がい年金が世帯全体の収入となるが、経済的に厳しい様子であり、一時、障がい福祉サービスの居宅介護を利用したことがあったが、料金が高いということで、すぐにやめてしまっている。

また、現在の住居の家賃負担が重いとの相談もあり、公営住宅の入居について調整している。

●経済的な問題などもあり、本人も就職を考えて、就労継続支援（B型）の利用を開始している。
同時に、子どもについても、就労継続支援を運営している法人が、児童発達支援センターも行っているので、利用にあたって、センターの見学に同行するなどの支援を行った。

【支援にあたって留意した（今後留意する）ポイントなど】

●経済的に厳しい中、利用できるサービスが限られており、子育てだけではなく、生活上の相談にも対応していく必要がある。

○市町村をはじめ当該事例で連携した関係機関

○市町村の障がい保健福祉担当部局

本人の就労継続支援事業の利用調整。

○児童相談所

要保護児童対策協議会への参加

○児童発達支援センター

子どもの発達支援のため利用している。

○医療機関

定期健診の状況など情報の共有

○訪問看護ステーション

子どもへの訪問看護の実施。

子育て支援担当部局が中心となって支援した事例

6　市町村における妊娠・出産・子育ての支援に係る取組事例Ⅵ

○相談者の状況	本　　人：障がい種別（精神障がい・自立支援医療） 障がい程度（支援区分２）・女性 パートナー：なし 子　ど　も：２人（小学生）		
○事例提供があった支援機関	市町村（子育て支援担当部局）	○相談者の所在市町村の規模	人口一万人以上十万人未満
○支援のきっかけ	前住所地から要支援家庭として移管されたケース。入籍、第１子出産、その後DVでシェルターに避難し、本人の実家に第１子を連れての転入となる。		

○「妊娠・出産」におけるステージ

【障がいのある方に支援した具体的な取組内容】

●本人の実家に身を寄せるが、実家との関係や経済的な問題により、本人と第１子で賃貸住宅へ転居し、生活保護を受給する。まもなく第２子の妊娠が発覚したものの母の養育能力は低く、家事が不十分なことから、第２子出産前に本人を説得し、第１子を児童相談所において一時保護する。

・市町村の母子保健担当においては、本人の疾患、精神面、第１子養育支援、妊娠出産支援を行う。また、児童福祉担当においては、経済的相談、離婚前相談、各種手続きの支援、児童相談所との調整等を行う。

【支援にあたって留意した（今後留意する）ポイントなど】

●本人の実家を頼りに転入してきたが、実家も経済的な問題等があり、支援が得られない状況であった。本人の養育能力が低く、精神的にも不安定であるが、家事支援などを行う福祉サービス等の導入は拒否的で、関係機関が対応に苦慮した。

○「子育て」におけるステージ

【障がいのある方に支援した具体的な取組内容】

●児童相談所において一時保護していた第１子が、家庭引き取りとなる。

・近隣住民よりネグレクト疑いの児童虐待通告があり、本人を説得し子ども２人を一時保護する。本人は精神科病院へ入院する。

●本人が精神科病院を退院し、第１子が家庭引き取りとなる（第２子は里親に措置委託）。

・保育所や関係機関での支援を継続する。

・近隣住民よりネグレクトで児童虐待通告があったが、一時保護までに至らず助言指導で終結した。その後、第１子の発達支援が必要となり、児童発達支援への通所を開始する。

●コロナ禍で、生活保護や関係部署の訪問もなくなり、養育環境が把握しづらい状況となる。

・本人への訪問看護の導入を検討。週１回の訪問を開始する。

●第１子が小学校へ入学。居宅介護事業所による家事支援（掃除）を週１回利用する

また、第１子の小学校の送り出しができないため、第１子の送り出しの支援も追加する。

●現在は、市町村の「こども家庭センター」が中心となり、関係機関と連携しながら現状の把握や必要なサービスの調整を行っている。

【支援にあたって留意した（今後留意する）ポイントなど】

●当初、福祉サービスの導入に拒否的であったが、時間をかけて関係機関から働きかけを行うことにより、訪問看護や福祉サービスの導入に繋がる。複数の関係機関が関わることで、見守りの目は増えるが、一方で関係機関それぞれの支援方針を統一することに、時間を要してしまう。

○市町村をはじめ当該事例で連携した関係機関

○市町村の障がい保健福祉担当部局
　障害福祉サービス利用に係る支給申請手続きの支援などを実施

○市町村の生活保護担当部局
　当世帯に対する生活保護の実施

○相談支援事業所
　居宅介護事業などのサービス利用に係る調整

○居宅介護事業所
　ヘルパーの家事援助（掃除など）、第１子に対する学校への送り出しに係る支援を実施

○児童発達支援センター
　第１子への発達検査・発達支援の実施

○放課後等デイサービス
　第１子への発達支援の実施

○児童相談所
　子どもの一時保護などの実施

○訪問看護ステーション
　本人に対する訪問看護の実施

○認定こども園
　保育の利用

○小学校
　特別支援学級における支援の実施

○精神科病院
　本人に対する医療的フォロー

○障害児相談支援事業所
　第１子への障害児通所支援事業等のサービス利用に係る調整

7　市町村における妊娠・出産・子育ての支援に係る取組事例Ⅶ

○相談者の状況	本　　人：障がい種別（知的障がい）・障がい程度（B）・女性 パートナー：不明 子　ど　も：１人（乳幼児）		
○事例提供があった支援機関	市町村（子育て支援担当部局）	○相談者の所在市町村の規模	人口十万人以上
○支援のきっかけ	本人の妊娠後、パートナーが音信不通となり、未婚のまま出産後の生活に不安があったため、実母の付き添いで、母子生活支援施設の入所に関する相談があったことを契機に支援を開始。		

○「妊娠・出産」におけるステージ

【障がいのある方に支援した具体的な取組内容】

●本人は障がい者雇用で一般就労しており、本人の妹（母子世帯・幼児１人を養育）と一緒に生活していた。実母は別世帯で生活保護を受給しているため、家族からの支援は望めないどころか、逆に本人の給料や障害年金を当てにされ、家族から金銭を要求されていたほか、消費者金融からの借金もあったことから、貯金もできなく経済的に厳しい状況である（本人は家族からの要求を拒否できない性格）。

●本人は基本的な生活習慣はしっかりと身についており、自身で金銭管理も可能である。
また、保健師からの助言なども理解した上で、実際に行動することも可能であり、子育てに関しても意欲的で出産を強く望んでいた。

●本人の幼少期に、母子生活支援施設に入所した過去があるほか、実母からの身体的虐待により児童相談所の介入もあったなど、実母との関係は良好とは言いがたい状態であったため、産前産後の一時期のみ母親宅で生活することとし、母子生活支援施設は産後、部屋の空き状況を見て入所することとした。

●医療機関とも連携しながら、定期健診の状況など情報を共有するとともに、出産後の支援に向けて、要保護児童対策協議会で、関係部局や児童相談所、母子生活支援施設などとの協議を行う。

●本人が働いている職場では、産前産後の育児休暇制度があり、出産後も継続して働くことが可能であった。また、妊娠中に、借金問題を整理するため弁護士相談に繋げた。

●出産後は産後ケア事業を利用。本人の育児手技に問題なく、子どもにも愛着を持って接していた。
病院の退院に合わせて、母子生活支援施設への入所が決まり引っ越しを行った。

【支援にあたって留意した（今後留意する）ポイントなど】

●本人の理解力が不足しているほか、育成歴・家族間の金銭問題が、母子の自立した生活への足かせとなっていた。本人の生活費がなくても、親・兄弟からのお金の無心に応えてしまう。借金の肩代わりもあり、意識を変えてもらうことが難しかった。

○「子育て」におけるステージ

【障がいのある方に支援した具体的な取組内容】

●育児休暇が終了後、子どもを保育園に預けて職場に復帰。職場では業務内容・対人関係含め問題なく就労できている。

●母子生活支援施設の入所当初は、家族からの金銭要求を断り切れなかったが、施設職員からの助言や支援を受けて少しずつ改善し、子どもとの生活を第一に考えて行動できるようになっている。

【支援にあたって留意した（今後留意する）ポイントなど】

●今回のケースのように本人が自身の障がいを理解し、気になることや困りごとを相談してきてくれる方であれば支援しやすいが、本人や家族の理解がないケースは対応が難しい。

○市町村をはじめ当該事例で連携した関係機関

○市町村の母子保健担当部局
妊娠届けの際などに本人が相談しやすい環境づくりに配慮する。未婚で障がいもあったため、保健師の見守りを手厚く実施し、子育てにあたって様々な助言を行ったほか、妊娠中の定期健診やプレママ教室への参加を促す。

○市町村の生活保護担当部局
本人の出産に際して、生活保護を受給している実母と同居することを相談（過去、親子の関係悪化により別居した経緯から、同居はあくまで一時的なものとした。）

○市町村の子育て支援担当部局
保育所の利用調整。出産後の家庭訪問などを実施。

○市町村の消費生活担当部局
消費者金融からの借金を整理するための相談を実施

○母子生活支援施設
児童福祉法に基づき、未婚や離婚・死別などの配偶者のない女性などで、養育すべき児童を有している世帯が入所できる施設であり、金銭関係や子育てにあたっての助言などを実施。

○医療機関
本人の出産に向けて、受診状況等などを市町村等と情報を共有。

○児童相談所
要保護児童対策協議会への参加。

障がい保健福祉担当部局が
中心となって支援した事例

8　市町村と相談支援事業所における結婚の相談支援に係る取組事例

○相談者の状況	本　　人：障がい種別（知的障がい）・障がい程度（B）・女性 パートナー：障がい種別（精神障がい）・障がい程度（２級）・男性		
○事例提供があった支援機関	市町村（障がい保健福祉担当部局） ・相談支援事業所	○相談者の所在市町村の規模	人口一万人以上十万人未満
○支援のきっかけ	本人から「交際している人と結婚したいが周囲が反対する」との相談があったことがきっかけで支援を開始。		

○「交際・結婚」におけるステージ

【障がいのある方に支援した具体的な取組内容】

●本人から「交際している人と結婚したいが周囲が反対する」という相談があり、同時期に実母から「本人に結婚は無理で、相手も障害があるので破綻が目に見えており止めてほしい。」との相談があった。

・関係機関とも情報共有し、それぞれが本人やパートナー、母の思いの傾聴を行うこととし、さらに関係者会議で共有した上で、本人たちを交えた「応援会議」を開催することとした。

「応援会議」において交際は応援するが、結婚についてはそれぞれが自分の課題とむきあい、自立の準備が整ってからにしようということで、本人達との約束を取り付けていた。

〈 応援会議について 〉

本人やその家族、本人を支援している関係機関が参加する個別ケース会議で、行政や相談支援事業所など、本人との関わりが深い機関が、関係者に呼びかけて開催している。

支援する者が、本人や家族の人生・生活を決めるのではなく、本人において「選択・決断」されることが重要との考えから、メリットやデメリットなどを情報提供し、課題の解決に向けて、どのようなことが必要なのか、どう進めていくのかなどを助言しながら、「希望する決断」が出来るよう応援していくための場として会議を開催している。また、本人の希望や意思を関係機関で同時に共有することで、支援方針の統一化を図っている。

●その後、定期的な支援を継続していたが、突然、周囲に何も言わずに婚姻届けを提出し、関係機関に事後報告があった。現在も別々のグループホームに入居したまま、戸籍上の婚姻関係はあるが、結婚生活（同居生活）は始まっておらず、同居に向けて自立への支援を継続中である（行政は本人の相談や愚痴を聞く役割）。

・本人、パートナーともに子どもは望んでいなかったため、母子保健担当者の参画はなかったが、同居にあたっては、どちらも生活保護を受給しているため、福祉事務所のケースワーカーにも応援会議に参加してもらい、制度に関する助言を得ていた。

【支援にあたって留意した（今後留意する）ポイントなど】

●知的障がいではあるが、自閉傾向の強い当事者で、パートナーともに思い込みが強く「こう」と決めたら止めることは難しく、結果的に別居（別々のグループホーム）のままで入籍してしまった。
パートナー側は「入籍＝ゴール」で、これ以上の進展は望まないものの、本人は「同居＝ゴール」のため、現在も日々、夫婦間のトラブルがあり、相談支援は継続している状態である。

●当事者の思いを優先し、関係機関が協力して支援できるなら結婚生活も可能だが、当事者間の意見一致ができないまま、状況だけが変化してしまうと、今回のような結果となってしまう。
また、双方とも支援を受けていると関係者も多く、会議の招集だけでも調整が困難となる。
当事者とパートナーがどこまでイメージを一致させられるかが最大の課題。

相談支援事業所が中心となって
支援した事例

９　相談支援事業所における出産・子育ての支援に係る取組事例Ⅰ

○相談者の状況	本　　人：障がい種別（知的障がい）・障がい程度（Ｂ）・女性 パートナー：不明 子　ど　も：１人（小学２年生）		
○事例提供があった支援機関	相談支援事業所・ 障害児相談支援事業所（委託相談）	○相談者の所在市町村の規模	人口十万人以上
○支援のきっかけ	生活保護受給の母子世帯。妊娠が判明し、高齢者・障がい者共同住宅において出産することとなったため支援を開始。		

○「妊娠・出産」におけるステージ

【障がいのある方に支援した具体的な取組内容】

●高齢者・障がい者共同住宅において、食事の提供、金銭管理、服薬管理の支援を受けながら生活。

●市の保健センターと連携して妊婦健診を行い、母親教室には、保健師または相談支援事業所の相談員が同席するなどの支援を実施する。

●出産に先立ち、陣痛の際の対応、帝王切開の可能性も含めた支援体制や連絡調整について、関係機関と検討。結果としては、経産婦だったこともあり、本人も必要以上にナーバスになることなく無事に出産を迎える。

【支援にあたって留意した（今後留意する）ポイントなど】

●本人の住居について、当初、グループホームの利用を検討していたが、妊婦である本人の場合では、総合支援法のサービス内では受け入れ先が見つからず、制度外の住居での調整となった。

○「子育て」におけるステージ

【障がいのある方に支援した具体的な取組内容】

●高齢者・障がい者共同住宅で子育てを開始。授乳、食事、オムツ交換等は、保健師の指導を受けながら本人で行うことが可能である。乳幼児健診や本人の精神科受診の際は、共同住居の職員が同行する。また、共同住宅の他の入居者からも手伝ってもらいながら育児を行う。

●子どもが３歳の時に、言葉の遅れを指摘され児童発達支援の利用を開始する。本人自身の成育歴もあり、母親としてのふるまいがわからず、不適切な対応（居室に３歳児を置いたまま喫煙所に行くなど）が見られたが、「できない」のではなく「知らない」ことが多かったため、その都度、相談支援事業所の相談員・保健師より子どもの養育について助言を行う。

●乳児期を終え、本人から高齢者・障がい者共同住宅を出て、子どもと２人で生活したいとの希望あり。関係機関とも協議を重ね、賃貸アパートへの転居と同時に、社会福祉協議会の日常生活自立支援事業による金銭管理、居宅介護事業所のヘルパーによる家事援助（育児支援）のサービスを開始する。

●子どもの保育所への入所と同時に、本人は就労継続支援Ｂ型への通所を開始し、保育所や児童発達支援からの話が、本人へ上手く伝わらないことがあり、伝え方の工夫を依頼する。
相談支援事業所に配置している子育て経験のあるピアサポーターが定期に訪問し、日常生活上の困りごとに関するアドバイスを行う。子どもはその後、言葉の発達が伸び、児童発達支援の利用を終了した。
●子どもが５歳の時に、本人は就労継続支援Ｂ型で知り合った精神障がいの男性と再婚する。
本人は、金銭管理に不安を抱えていたため、結婚後も日常生活自立支援事業を活用する。また、居宅介護事業所のヘルパーの家事援助（掃除など）について、見守りの意図も含めて継続利用している。

【支援にあたって留意した（今後留意する）ポイントなど】

●高齢者・障がい者共同住宅を出て、子どもと２人で賃貸アパートに暮らしたいとの希望が出た際、支援チーム（関係機関）の中でも意見は割れ「本人に養育は難しいのではないか」「ネグレクトの可能性も否定できないことから、子どもを施設に預けることも検討してはどうか」との意見もあった。
相談支援事業所としては、共同住宅を出て、子どもと一緒に暮らしたいという本人の思いとともに、親子間の関係も非常に良好だったこともあり、本人の意向を支持し、子どもの養育に必要な様々な資源を調整の上、２人の生活に踏み切った経過がある。

○市町村をはじめ当該事例で連携した関係機関

○基幹相談支援センター
住居の確保の調整

○相談支援事業所
各関係機関との障害福祉サービスの利用調整。ピアサポーターによる日常生活上の助言の実施。

○障害児通所支援事業所
児童発達支援の利用

○居宅介護事業所
ヘルパーの家事援助（掃除など）の実施。家庭内の見守り。

○通所事業所（自立訓練・就労継続支援、地域活動支援センター等）
就労継続支援Ｂ型の利用

○市町村の母子保健・子育て支援担当部局
保健師から乳幼児期の育児支援（授乳、食事、オムツ交換等の指導）
保育所などのサービス利用の調整

○社会福祉協議会
日常生活自立支援事業（金銭管理）

１０　相談支援事業所における出産・子育ての支援に係る取組事例Ⅱ

○相談者の状況	本　　人：障がい種別（知的障がい（軽度））・男性 パートナー：障がい種別（知的障がい（軽度））・女性 子　ど　も：２人（小学生、未就学児）		
○事例提供があった支援機関	相談支援事業所	○相談者の所在市町村の規模	人口一万人未満
○支援のきっかけ	本人が特別支援学校を卒業してから、相談支援事業所として関わっていたケースで、交際のあったパートナーの妊娠をきっかけに出産に向けて支援を開始。		

○「妊娠・出産」におけるステージ

【障がいのある方に支援した具体的な取組内容】

●妊娠後、「結婚して産みたい、産んで育てたい」という２人の思いを受けて、自分たちの妊娠が否定されない周囲の理解と支援する機関があることを伝える。

・相談支援事業所から入籍の助言・婚姻届けの記入手伝い。町から母子手帳をもらう。

・住居について、本人はグループホームに入居していたため、役場の協力により町営住宅を確保する。

・町保健師が中心となってパートナーに対し出産、育児の過程を定期的に伝え、イメージにつなげる。

●出産の準備に向けて、本人達がインターネットで調べて、必要な物の準備を行う。

・町の保健師が月１回程度、本人宅訪問し、定期通院の様子と母子手帳の記入、体調等の確認を行う。

・本人不在時にパートナーの陣痛が始まった際の対応のため、タクシー会社へ事前に協力を依頼する。

●出産後は、保健師が１週間、沐浴・授乳の支援、妊婦の体調確認などを実施する。

・町の担当者から出生手続きを助言する。

・本人は積極的に育児に参加（沐浴、授乳、おむつ交換等）するほか、パートナーが育児に疲れないよう配慮を行う。

【支援にあたって留意した（今後留意する）ポイントなど】

●パートナーの定期通院…移動支援

●パートナーの相談役…ピアサポーター的な役割をしてくれる機関

○「子育て」におけるステージ

【障がいのある方に支援した具体的な取組内容】

●保育所等の利用

・２人目の妊娠により、長女は日中一時預かりを利用。次女の出産後は保育所へ入所（関係機関との連携は夫婦の了解のもと行い、保育所職員への引継ぎを丁寧に行う。障がい者だからといった見方ではなく、同じように接して欲しいと本人たちは思っていることを理解してもらう）。

・長女を保育所に送る時間、社会福祉協議会等において次女を預かってもらうサポートを受ける。

●本人の転職

・本人の職場の休みが週１回、通勤にも時間がかかり、育児に参加できない状況。パートナーに精神的負担がかかっている状況から離職を考え、障がい者雇用で職場を変更する。朝、長女を保育所に送り、帰りも迎えに行けるようになり、パートナーの育児負担が軽減された。時間的にも融通が付くようになり、保育所等の支援が円滑になった。

・本人の職場が障害福祉サービスの事業所で、育児の悩み等に関して、職場の仲間からアドバイスをもらえる環境であり、本人の精神面の負担軽減に繋がっている。

●長女の小学校入学

・就学前の面談で、普通学級か支援級の選択を迫られた際、本人達は責められているように感じ、自分たちの気持ちが言えなかった。このため、本人達から相談を受けた相談支援事業所の相談員が教育委員会を訪問し、思いを伝えるとともに、家庭環境などの情報共有を図る。

・小学校の保護者には施設職員も多くおり、保護者同士の仲間として夫婦に声をかけてくれる。
本人の職場の理解もあり、学校の行事にも参加しやすい環境となった。

【支援にあたって留意した（今後留意する）ポイントなど】

●パートナーの相談役…ピアサポーター的な役割をしてくれる機関。

●子どもの小学校入学以降、関係機関における情報共有の頻度が少なくなり、家庭内の状況の把握が困難になった。学校と相談支援機関との連携が必要。

○市町村をはじめ当該事例で連携した関係機関

○市町村の母子保健・子育て支援担当部局
保健師による妊娠期、出産前後のパートナーを中心とした支援、子どもの成育に関する助言

○市町村の障がい保健福祉担当部局
居住支援、各種手続きへの支援

○教育委員会
就学準備

○発達支援センター
発達検査、児童相談所との連携

○保育園
本人達の障害を理解した上で、円滑な利用について配慮。

○障害福祉サービスの事業所
本人の職場であり、同僚などから子育てに関する助言

○社会福祉協議会
長女の保育園への送迎時に、次女の預かりなどのサポート

１１　相談支援事業所における結婚の相談支援に係る取組事例

○相談者の状況	本　　人：障がい種別（知的障がい）・障がい程度（B） 及び（精神障がい３級）・男性 パートナー：障がい種別（知的障がい）・障がい程度（B）・女性 子　ど　も：なし		
○事例提供があった支援機関	相談支援事業所（基幹相談支援センター）	○相談者の所在市町村の規模	人口一万人未満
○支援のきっかけ	隣町にある就労継続支援事業所で知り合い、２人から結婚を決めたとの相談があってから支援を開始		

○「交際・結婚」におけるステージ

【障がいのある方に支援した具体的な取組内容】

●交際期間を経て、二人で結婚を決めてから今日に至るまで様々な相談にのってきた。結婚後の生活、特に子どもを設けるか否かについて二人の意見（二人とも育てられないから設けない）を聞き、親御さんたちもその意向に同意（子どもを設けることに反対）していたので、町の保健師から避妊について説明してもらい、その方法（ピル）を選択した。

●新婚当初は、公営住宅で二人とも福祉的就労に従事し、居宅介護を毎日利用しながら暮らすというサービス計画であったため、相談支援事業所では、婚姻前の両家の打ち合わせ、婚姻届けの記載、引越し、金銭管理などの支援（相談事業所を運営する法人の独自事業）を行ってきた。

しかし、実際に始まった公営住宅での二人暮らしでは、本人がてんかん発作で何度も救急搬送されたり、糖尿病のため食事の管理が難しかったりとパートナーが疲れてしまい、結局、隣町のグループホームへ転居し、夫婦で生活している。現在も計画相談で関わっており、夫婦喧嘩の愚痴を聞いたりしている。

〈 障がいのある方の在宅生活を支えるため相談支援事業所を運営する法人が行う独自事業 〉

●金銭管理・生活支援事業（１回：200 円、低所得者は無料）
通帳等の預かり、金融機関での払い戻し代行、必要な各種支払い代行を行うとともに、家計の収支計算も行う。

●身元保証支援事業（１回：5,000 円）
基幹相談支援センターが身元保証・連帯保証としての役割を担い、入院や住宅申込等の際、契約の代理、代行及び身元引受保障などを行う。

●死後事務委託契約事業（報酬：50,000 円）
生前に亡くなった際に行う事務を契約で決めて、必要な経費を預かり、契約者が亡くなった時に、決めておいた事務を行うことで、死後の不安解消と保証人としての役割を補完する。

【支援にあたって留意した（今後留意する）ポイントなど】

●本人が病気を抱えていたことや、生活保護を受給している中、子育てにはお金がかかるとの考えもあり、結婚を決めた時には既に、子どもは育てられないので設けないとの強い意志があったことから、夫婦の生活をどのように支えるかのみ考えればよかったが、もしも子どもを産んで育てたいという希望があった場合、どう対応をしたのかと思う。また、本人にアルコール依存症と糖尿病があり、食事を含めた生活管理が難しく、公営住宅での生活を支えきれなかった。

１２　相談支援事業所における子育ての支援に係る取組事例

○相談者の状況	本　　人：障がい種別（高次脳機能障がい）・障がい程度（２級）・女性 パートナー：なし 子　ど　も：１人（小学生）		
○事例提供があった支援機関	相談支援事業所	○相談者の所在市町村の規模	人口一万人未満
○支援のきっかけ	道外から幼児を連れて転入した母子世帯で、就労継続支援事業の利用をきっかけに関わるようになり、支援を開始した。		

○「子育て」におけるステージ

【障がいのある方に支援した具体的な取組内容】

●本人の障がいは交通事故が起因となっており、記憶障がいがあるほか、社会的行動障がいにより感情のコントロールが困難な状況にあるなど、通常の日常生活や子育てへの支援が必要な方であったため、障がいのある方が自立した生活を送るための居住施設である「福祉ホーム」に、子どもと入居することとなった。

●市町村では、障害年金や児童手当の申請に係る手続きの補助などを行い、相談支援事業所においては金銭管理、福祉ホームでは食事の提供や普段の生活の見守り、居宅介護事業所からはホームヘルパーによる家事・育児支援を実施した。そのほかに、本人は就労継続支援事業所を利用しており、さらに子育てのストレス軽減を図るため、子どもを日中一時支援事業所（児の預りサービス等）に預けている。

また、学校と連携して家庭への配慮を依頼するとともに、情報共有を行っている。これらの支援を行う関係機関とは、要保護児童対策地域協議会において支援を協議している。

●子どもが小学校へ入ることとなり、入学のための各種申請手続きや準備支援（物品購入等）を実施する。

本人に対しては、精神的な影響を受けやすく不安が強い場面（入学式や参観日等）での同行支援のほか、居宅介護事業所のホームヘルパーにおいて、毎日の子どもの登校準備や学校便りの確認、遠足などの行事の際の弁当作りの支援を行っている（子どもの生活に合わせて、福祉ホームにおいて早朝から食事の準備を行うなど、特別な対応も行っている）。

●本人、子どもには愛着はあるが、常に一緒に生活することでストレスを感じてしまい、言葉による暴力に発展してしまうこともある。

また、子どもについても、母に障がいのあることや、たくさんの人の中にいることがストレスになるため、学校参観日などの行事への参加が難しいこと、家庭が経済的に厳しいことなど、様々な葛藤を抱えていると思われる。

【支援にあたって留意した（今後留意する）ポイントなど】

●子どもには障がいがなく、能力が高いことから、小学校へ入学したばかりではあるものの、本人（母親）の生活上の支援を担うようになってきており、ヤングケアラーのような状態になりつつあるが、ヤングケアラーに対しての支援体制が十分ではない。

●現在住んでいる福祉ホームは、ワンルームに親子２人で生活しており、子どもが成長し手狭となったときに、転居を考えなければならない時期が来ると思われるが、普段の食事の準備をはじめ、生活上の支援が必要であり、子どもの養育のことも考慮すると、一般住宅での生活には不安がある。

〇市町村をはじめ当該事例で連携した関係機関関係機関との連携】

〇市町村の障がい保健福祉担当部局
　障害年金や児童手当の申請に係る手続きの補助

〇相談支援事業所
　障害福祉サービスの利用調整などの実施

〇基幹相談支援センター
　金銭管理の支援の実施

〇通所事業所（自立訓練・就労継続支援、地域活動支援センター等）
　就労継続支援事業の利用

〇居宅介護事業所
　ホームヘルパーによる育児支援（子どもの登校準備や学校便りの確認、遠足などの行事の際の弁当作りの支援）

〇福祉ホーム
　食事の提供や普段の生活の見守り

〇小学校
　本人の障がいなどに関する理解と、子どもへの配慮。

〇児童相談所
　要保護児童対策地域協議会による連携

〇地域生活支援事業所
　子どもの日中一時支援事業を利用

１３　相談支援事業所における妊娠・出産の支援に係る取組事例

○相談者の状況	本　　人：障がい種別（精神障がい）・障がい程度（２級）・女性 パートナー：なし 子　ど　も：１人（乳幼児）		
○事例提供があった支援機関	相談支援事業所 （にんしん SOS サポートセンター）	○相談者の所在市町村の規模	人口十万人以上
○支援のきっかけ	グループホームから自立後、民間アパートで暮らし始めて、まもなく妊娠が判明したことがきっかけとなり、支援を開始。		

○「妊娠・出産」におけるステージ

【障がいのある方に支援した具体的な取組内容】

●本人は、統合失調症で精神科を定期通院。グループホームから自立して、アパート暮らしを始めて間もなく妊娠が判明するも、相手の男性もわからない状態であった。

本人から「にんしん SOS サポートセンター」へ連絡があり「出産したい」との希望を受け、本人が通院している精神科の医療機関が中心となり、相談支援事業所、にんしん SOS サポートセンター、居宅介護事業所、生活介護事業所の関係機関が連携し、出産に向けての支援を行うこととした。

●産婦人科への通院は、「にんしん SOS サポートセンター」の職員が同行し、精神科への通院は、相談支援事業所の職員が同行したほか、居宅介護事業所のヘルパーによる家事援助と、市の保健師による妊婦への保健指導を実施した。

また、出産までの間、本人からほぼ毎日のように相談事業所や「にんしん SOS サポートセンター」へ電話があり、その間、本人の不安を傾聴する。

●出産後の子の養育について、本人を交えて関係機関と協議を実施。本人は自身で子育てができるかどうか、出産直前まで意思が固まらず、最後まで悩んだものの、最終的には「自身で子育てはできない」との意思表示をされ、出産後、子どもは里親ファミリーホームで生活することとなった。

○市町村をはじめ当該事例で連携した関係機関

☆「にんしん SOS サポートセンター」について

予期しない妊娠や出産に関する事柄で悩む妊産婦のために、２４時間３６５日開設している無料相談所。妊産婦本人はもとより、市町村や医療機関などを通じての相談にも対応している。

また、経済的な事情などで住居がない産前産後の女性（妊娠３４週以降から出産後２カ月まで）を受け入れる居住スペース「リリア」を設置し、助産師やソーシャルワーカーが入居者の相談に乗りながら、女性の自立支援（生活保護や各種手当ての申請、出生届の手続きなどの支援）も行っている。

障害者就業・生活支援センターが
中心となって支援した事例

１４　障害者就業・生活支援センターにおける支援に係る取組事例

○相談者の状況	本　　人：障がい種別（知的障がい）・障がい程度（Ｂ）・女性 パートナー：障がい種別（知的障がい）・障がい程度（Ｂ）・男性 子　ど　も：１人（乳幼児）		
○事例提供があった支援機関	障害者就業・生活支援センター	○相談者の所在市町村の規模	人口一万人以上十万人未満
○支援のきっかけ	就職先で同僚であったパートナーと交際開始。入籍した後、より安定した職場を求め、２人でセンターの求職相談を受けて、障害者支援施設において働き始めるが、ほどなくして本人が妊娠したことから支援を開始。		

○「妊娠・出産」におけるステージ

【障がいのある方に支援した具体的な取組内容】

●２人とも生活能力が高く、普段の生活において、障害福祉サービスは受けていない。一方で、仕事が定着せず経済的に不安定となる時期があり、就業やそのための生活の支援が必要であったため、障害者就業・生活支援センターが中心となって支援を行っているケースである。

●障害者支援施設において、本人は清掃、パートナーは調理補助として働き始めるが、ほどなくして本人が妊娠し、退職となる。妊娠、出産については、保健センターの保健師によるフォローが行われ、本人の祖母の支援もあり、各種手続きやマタニティ教室への参加などはスムースに進む。

●パートナーは献身的なところを発揮し、乳幼児健診や予防接種に同行していたが、同時期に職場内での人間関係などで悩みを抱えたことで、仕事へのモチベーションは下がり欠勤が続くようになる。雇用していた施設においても家庭状況を斟酌し、ケース会議などを通じて出勤意欲の向上を目指したものの、パートナーも退職となる。

経済的に厳しくなり、社会福祉協議会の生活福祉資金の貸し付けに関する利用援助や、パートナーへの求職支援を行い、建設会社への就職につなげる。

【支援にあたって留意した（今後留意する）ポイントなど】

●知的障がいのある方の妊娠、出産の支援に関しては、夫婦の信頼を得て進めてゆくことが肝心である。結婚、妊娠、出産に関して知識を持っていても、少しずれた解釈などがある場合、その修正を受け入れるのは、障がいの特性上難しい場合がある。

信頼を得ていなければ、個人的な関係性の中で支援を続けることになるため、事業所としてキーになるスタッフを配置しつつ、時々２名体制で伺うなどして、緊急時など誰が電話に出ても相談できる、または誰が来ても受け入れることができる信頼関係を作ることが課題となる。

●妊娠や出産、退職に伴う社会保険の書き換えなど、たくさんの手続きが同時期に重なってしまい、本人達での処理が困難となっていたが、手助けを求めることに抵抗感を感じている様子であった。諸手続きの簡素化をはじめ、分かりやすい相談窓口の提示、申請手続きに関して障がいのある方にも分かりやすい

案内文書が必要である。分からなければ周囲の支援者に聞けばいいというスタンスでは、自立心が高い方はなかなか言い出せず、申請に間に合わないこともある。

【子育てにおける具体的な支援・連携の内容】

【障がいのある方に支援した具体的な取組内容】

●出産後の子育て支援については、本人の祖母や保健師のフォローもあったが、家族が地域で孤立しないようセンターにおいて訪問見守りなどを実施した。
また、経済的な困窮対策が必要で、夫の職場が決まるまで生活費が足りなくなる状況があった。就職が決まってからも給与支払いまでしばらく待つ場面があったが、親族に頼りたくない意向があり、フードバンクや生活福祉資金貸付の利用援助を行う。

●保険証の返却や国保加入など書類が来る毎に、どのように書いて、どこに提出するのか分からないので教えてほしいとの電話があり対応している。パートナーよりも本人の方が理解力はあり自立心も高い分、人に聞くことは苦手意識を持っていた。

●子どもに飲ませるミルクが買えない。おむつも小さくなったと相談あり。ミルク、おむつともに社会福祉協議会から物資として支援があった。

【支援にあたって留意した（今後留意する）ポイントなど】

●ミルクやおむつがないと相談があったことで、子どもが栄養失調や皮膚疾患にかかる前に対応ができたが、信頼関係が築けておらず相談がなかったらどうなっていたか分からない事案。身近に相談できる場所が数多くあり、本人に合った相談支援機関を選択できれば良いが、地方では少なく感じる。

○市町村をはじめ当該事例で連携した関係機関

○相談支援事業所（基幹相談支援センター）
　各種手続きの相談対応、情報の共有

○市町村の障がい保健福祉担当部局
　各種手続きの相談対応、情報の共有

○市町村の母子保健・子育て支援担当部局
　妊娠、出産、育児に関して保健師の助言・指導の実施。

○社会福祉協議会
　生活福祉資金の利用。
　おむつ等の物資の提供。

○本人を雇用している事業所
　就労の継続やパートナーが育児に参加しやすいよう配慮

○その他
　フードバンクの利用

当事者本人の体験談

１５　結婚・出産・子育てに関する体験談（当事者本人から）

○世帯の概要	本　　人：障がい種別（知的障がい）・障がい程度（Ｂ）・男性 パートナー：障がい種別（知的障がい）・障がい程度（Ｂ）・女性 子　ど　も：３人（中学生１人・小学生２人）
	本人は就労継続支援事業所において就労中。パートナーは専業主婦。親と子それぞれで相談支援事業と居宅介護（ヘルパー）を利用。子どもは３人ともに障がい児であり、特別支援学級へ通い、放課後等デイサービスを利用している。

○「交際・結婚」におけるステージ

●本人とパートナーは、高等養護学校の先輩・後輩の関係であり、卒業後は、それぞれ別の市町にある実家で生活していた。

しばらく実家で生活する中で、パートナーは、両親から見合い結婚を勧められるようになったが、お見合いではなく普通に結婚したいという願望を持っていた。学生時代に知り合いであった本人からの手紙がたまたま手元にあり、連絡先が分かっていたため、パートナーから本人へ連絡してから交際が始まった。

ほどなくして、パートナーの妊娠が判明し結婚することとしたが、パートナーの両親や兄弟からの反対があったため、実家を出て入籍し、本人の実家において一旦生活することとなった。

○「妊娠・出産」におけるステージ

●パートナーは、子どもが好きで、できれば４人欲しいと思っている。

一番上の子どもはダウン症であった。なかなかミルクを飲んでくれず、体重が増えていかないため、病院に入院することもあった。その時は、市町村の保健師さんには、朝晩関係なく頻繁に来てもらい、本当に助けてもらった。２年後には第２子、その３年後には第３子が産まれて大変であったが、本人の実家からの助けもあり、乳幼児期をなんとか乗り越えることができた。

○「子育て」におけるステージ

●第２子、第３子は知的障がいがある。現在、３人いる子どもは特別支援学級へ通っており、学校が終わったあとは、放課後デイにそれぞれ通っている。家では第２子と３子が絶えず喧嘩しており、パートナーは疲弊して家事に手が付かない状況である。特に第３子は、一旦機嫌を損ねると怒りがなかなか収まらず、とにかく大変である。今来てもらっている男性のヘルパーに、子どもの食事や入浴の介助をしてもらっているが、子ども達とは兄弟のように接してくれるので、ありがたく思っている。

【現在抱えている困りごと】

●住んでいる家屋の老朽化のため、家族５人で住める物件を探しているが、なかなか良い物件が見付からずに難航している。自分達が障がい者ということで、不動産会社からあまり良い顔をされない。

6　結婚・出産・子育てに関して活用できる各種サービス

市町村や障害福祉サービス事業所等が実施する障害福祉サービス、母子保健、子育て支援サービスを取りまとめましたので、支援を検討する際の参考としてください。

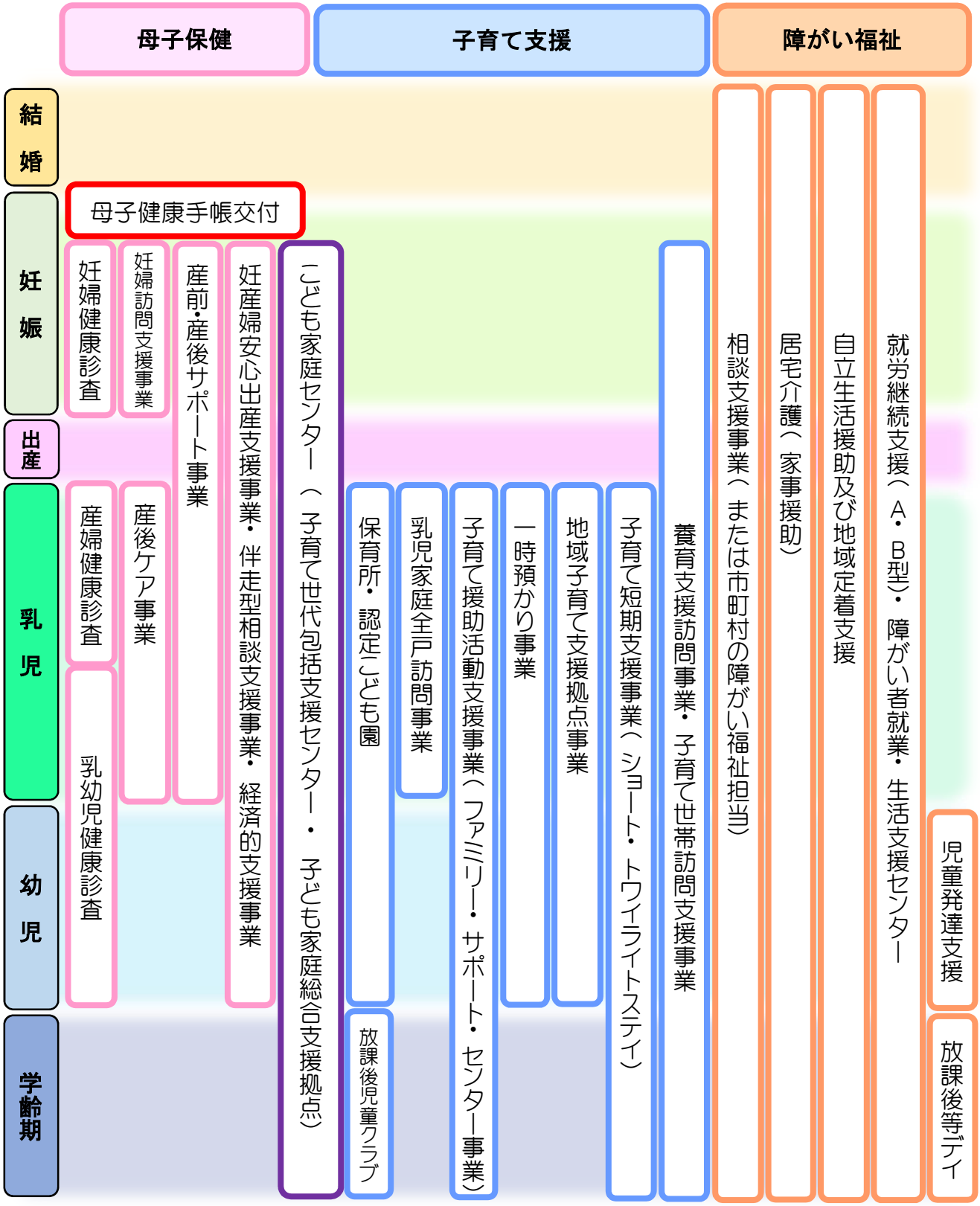

母子保健施策

①妊婦健康診査

母子保健法に基づき、市町村は、必要に応じ、妊産婦又は乳幼児若しくは幼児に対して健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨することとされております。

〇市町村において妊婦健康診査１４回以上の公費負担を実施。

②産婦健康診査

産後２週間、産後１か月など出産後間もない時期の産婦に対する健康診査（母体の身体的機能の回復や授乳状況及び精神状態の把握等）の費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備することを目的としております。

③産後ケア事業

退院直後の母子に対して、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援することを目的に、市町村が実施する事業です。

【対象者】

産後ケアを必要とする褥婦及び産婦並びにその新生児及び乳児のうち、
次の（１）～（３）に該当する者

（１）出産後1年以内であって、産後ケアを必要とする者

（２）新生児及び乳児

（３）その他特に支援が必要と認められる者

【内　容】

（１）母親への保健指導・栄養指導（身体的ケア、栄養指導）

（２）母親への心理的ケア

（３）適切な授乳が実施できるためのケア（乳房ケアを含む）

（４）育児手技について具体的な指導及び相談

【実施方法・実施場所等】

（１）「短期入所（ショートステイ）型」

病院、助産所等への宿泊による実施

（２）「通所（デイサービス）型」
　　病院、助産所等に来所し、個別又は集団による実施
（３）「居宅訪問（アウトリーチ）型」
　　実施担当者が、利用者の居宅を訪問して実施

【実施担当者】
（１）助産師、保健師又は看護師
（２）心理に関しての知識を有する者
（３）育児に関する知識を有する者（保育士、管理栄養士等）等

④産前・産後サポート事業

妊産婦等が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩み等について、助産師等の専門家又は子育て経験者やシニア世代等の相談しやすい「話し相手」等による相談支援を行い、家庭や地域での妊産婦等の孤立感の解消を図ることを目的に、市町村が実施する事業です。

【対象者】
身近に相談できる者がいないなど、支援を受けることが適当と判断される妊産婦及びその家族。

【内　容】
（１）利用者の悩み相談対応やサポート
（２）産前・産後の心身の不調に関する相談支援
（３）妊産婦等をサポートする者の募集
（４）子育て経験者やシニア世代の者等に対して産前・産後サポートに必要な知識を付与する講習会の開催
（５）母子保健関係機関、関係事業との連絡調整
（６）多胎妊産婦への支援（多胎ピアサポート、多胎妊産婦サポーター等による支援）
（７）妊産婦等への育児用品等による支援
（８）出産や子育てに悩む父親支援

【実施方法・実施場所等】
（１）「アウトリーチ（パートナー）型」
　　実施担当者が利用者の自宅に赴く等により、個別に相談に対応

（２）「デイサービス（参加）型」

公共施設等を活用し、集団形式により同じ悩み等を有する利用者からの相談に対応

【実施担当者】

（１）助産師、保健師または看護師

（２）子育て経験者、シニア世代の者等

⑤乳幼児健康診査（１歳６ヶ月児健診・３歳児健診）

母子保健法に基づき、市町村は、１歳６か月児及び３歳児に対して、健康診査を行う義務があり、その他の乳幼児に対しても、必要に応じ、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨することとされている。

⑥妊婦訪問支援事業

妊婦届の提出児に妊婦の状態等を確認し、若年、経済的不安、生育歴、パートナー・家庭の状況から、孤立した育児に陥るなど育児が困難になることが予測される妊婦や、妊婦健診未受診の妊婦に対し、その家庭を訪問し、継続的に妊婦の状況を把握することによりハイリスク妊婦を早期に発見し、適切な支援につなげることを目的とする。

【対象者】

妊婦健診未受診の妊婦その他継続的な状況把握が必要な妊婦

【内　容】

若年、経済的不安、生育歴、パートナー、家庭の状況から、孤立した育児に陥るなど育児が困難になることが予測される妊婦や、妊婦健診未受診の妊婦の家庭を訪問し、妊婦の状況を把握する。また、妊婦の状況に応じて、健診の受診を促すとともに、こども家庭センターや要保護児童対策地域協議会等の関係者・関係機関と連携し必要な支援につなげる。

⑦妊産婦安心出産支援事業

分娩可能な産科医療機関から離れた地域に暮らしている妊産婦に対し、経済的負担や不安軽減のため、妊婦健康診査等のための交通費を市町村が助成する事業です。

【対象者】

自宅から分娩可能な医療機関までの距離が25㎞を超える妊産婦

【内　容】

妊婦健康診査、産婦健康診査、出産準備のために要する交通費を助成します。

※助成額などは市町村によって異なることがありますので、詳細は、お住まいの市町村にお問い合わせください。

⑧伴走型相談支援事業、経済的支援事業

出産・育児に関する面談等を通じて必要な支援につなぐとともに、経済的支援を行う事業です。※令和７年度(2025年度)から「妊婦等包括相談支援事業、妊婦のための支援給付」に名称が変更されます。

【対象者】

全ての妊婦・産婦

【内　容】

（１）伴走型相談支援事業（R7年(2025年)～妊婦等包括相談支援事業）

こども家庭センターなどにおいて、妊婦・その配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげます。

（２）経済的支援事業（R7年(2025年)～妊婦のための支援給付）

妊娠時及び出産時にそれぞれ５万円を支給します。支給を受けるためには、届出が必要ですので、上記事業の面談の際に、市町村にご相談ください。

〇母子保健施策に関する詳細な情報につきましては、以下のホームページを参考としてください。

■道の母子保健施策　https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/4/

■こども家庭庁　https://www.cfa.go.jp/policies/boshihoken/

①乳児家庭全戸訪問事業

生後４か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行うなど、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立化を防ぐことを目的に、市町村が実施する事業です。

【事業内容】

（１）生後４か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、下記の支援を行う。

①育児等に関する様々な不安や悩みを聞き、相談に応じるほか、子育て支援に関する情報提供等を行う。

②親子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげる。

（２）訪問スタッフには、保健師、助産師、看護師の他、保育士、児童委員、子育て経験者等を幅広く登用する。

（３）訪問結果により支援が必要と判断された家庭について、適宜、関係者によるケース会議を行い、養育支援訪問事業をはじめとした適切なサービスの提供につなげる。

②子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。

③地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を行います。

④一時預かり事業

日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となった場合や、保護者の心理的、身体的負担を軽減するために支援が必要な場合に、保育所等で乳幼児を一時的に預かります。

⑤放課後児童クラブ

共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対し、学校の余裕教室や児童館、公民館などで、放課後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るものです。

⑥子育て短期支援事業

保護者の疾病その他の理由により、家庭で子どもを養育することが一時的に困難となった場合等に児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行うことにより、これらの子ども及びその家庭の福祉の向上を図るものです。

（１）短期入所生活援助（ショートステイ）事業

保護者の疾病や育児疲れ、仕事等の事由により子どもの養育が一時的に困難となった場合や保護者の育児不安や過干渉等により、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合に、児童養護施設等で一定期間、子ども及び保護者を預かります。

【対象者】

次の事由に該当する家庭の子ども又は親子等

〇子どもの保護者の疾病、育児疲れ等、身体上又は精神上の事由
〇出産、看護、事故など家庭養育上の事由
〇冠婚葬祭、出張や公的行事への参加など社会的な事由
〇養育環境等に課題があり、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合
〇保護者が児童と一緒にレスパイト・ケアや、児童との関わり方、養育方法等について、親子での利用が必要である場合
〇経済的問題等により緊急一時的に親子の保護が必要な場合

（２）夜間養護等（トワイライト）事業

保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となることで、家庭において子どもを養育することが困難となった場合や保護者の育児不安や過干渉等により、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合、その他緊急の場合において、子ども及び保護者を児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行います。

【対象者】

〇保護者の仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となる家庭の児童及び養育環境等に課題があり、一時的に保護者と離れることを希望する児童

〇保護者が児童と一緒にレスパイト・ケアや、児童との関わり方、養育方法等について、親子での利用が必要である場合

⑦養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童若しくは保護者に監護させることが不適当であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、その養育が適切に行われるよう、当該居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行うことを目的に、市町村が実施します。

【事業内容】

（１）養育支援が特に必要であると判断される家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行う。

〇妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭等に対する安定した妊娠出産・育児を迎えるための相談・支援。

〇出産後間もない時期（概ね１年程度）の養育者に対する育児不安の解消や養育技術の提供等のための相談・支援。

〇不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱える家庭に対する養育環境の改善や子の発達保障等のための相談・支援。

〇児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により、児童が復帰した後の家庭に対して、家庭復帰が適切に行われるための相談・支援。

（２）訪問支援者（事前に研修を実施）

〇専門的相談支援・・・保健師、助産師、看護師、保育士、児童指導員等

〇育児・家事援助・・・子育て経験者、ヘルパー等

⑧子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。

【事業の概要】

（１）対象者（次のいずれかに該当する者）

①保護者に監護させることが不適当であると認められる児童の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者

②食事、生活環境等について不適切な養育状態にある家庭等、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある保護者

③若年妊婦等、出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦及びそれに該当するおそれのある妊婦

④その他、事業の目的を鑑みて、市町村が本事業による支援が必要と認める者（支援を要するヤングケアラー等を含む）

（２）事業内容

①家事支援（食事準備、洗濯、掃除、買い物の代行やサポート等）

②育児・養育支援（育児のサポート、保育所等の送迎、宿題の見守り、外出等の補助等）

③子育て等に関する不安や悩みの傾聴、相談・助言

④地域の母子保健施策・子育て支援施策等に関する情報提供

⑤支援対象者やこどもの状況・養育環境の把握、市町村への報告

⑨こども家庭センター

「子ども家庭センター」は、母子保健と児童福祉の両分野の一体的な運営を行うことにより、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、出産前から子育て期にかかる切れ目ない支援を行うとともに、新たに、支援を要するこども・妊産婦等へのサポートプランの作成、民間団体と連携しながら支援体制を強化するための地域資源の開拓などを担うこととされております。

令和４年(2022年)に改正された児童福祉法等により、令和６年(2024年)４月から市町村は「こども家庭センター」の設置に努めなければならないこととされており、「こども未来戦略」（令和５年12月22日閣議決定）等において全国展開を図るとされております。

〇こども家庭センター等に関する詳細な情報につきましては、以下のホームページを参考としてください。

■こども家庭庁

・家庭支援事業　https://www.cfa.go.jp/policies/katei_shien

・児童虐待防止対策　https://www.cfa.go.jp/policies/jidougyakutai/

①相談支援事業

障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう身近な市町村を中心として以下のような相談支援事業を実施しています。

地域の状況に応じて柔軟な事業形態をとれることとなっておりますので、詳細については、最寄りの市町村窓口にお問い合わせください。

１　障害福祉サービス等の利用計画の作成（計画相談支援・障害児相談支援）

サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障がい者（児）の自立した生活を支え、障がい者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するものです。

相談窓口	市町村（指定特定相談支援事業者、指定障害児相談支援事業者）
事業内容	障害福祉サービス等を申請した障がい者（児）について、サービス等利用計画の作成及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）を行った場合は、計画相談支援給付費又は障害児相談支援給付費が支給される。
対 象 者	○障害者自立支援法の計画相談支援の対象者 ・障害福祉サービスを申請した障がい者又は障がい児であって、市町村がサービス等利用計画案の提出を求めた者 ・地域相談支援を申請した障がい者であって市町村がサービス等利用計画案の提出を求めた者 ○児童福祉法の障害児相談支援の対象者 ・通所給付決定の申請若しくは変更の申請に係る障がい児の保護者 ・障害児支援利用援助により「障害児支援利用計画」が作成された通所給付決定保護者

２　一般的な相談をしたい場合（障害者相談支援事業）

障がいのある人の福祉に関する様々な問題について、障がいのある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等を行うほか、権利擁護のために必要な援助も行います。

また、こうした相談支援事業を効果的に実施するために、自立支援協議会を設置し、中立・公平な相談支援事業の実施や地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善を推進します。

相談窓口	市町村（又は市町村から委託された指定特定相談支援事業者、指定一般相談支援事業者）
事業内容	・福祉サービスを利用するための情報提供、相談 ・社会資源を活用するための支援 ・社会生活力を高めるための支援 ・ピアカウンセリング ・専門機関の紹介等　※内容は各市町村によって異なります。
対 象 者	障がいのある人やその保護者など

上記のほかに、地域生活への移行に向けた支援（地域移行支援・地域定着支援）、一般住宅に入居して生活したい場合の支援（住宅入居等支援事業（居住サポート事業））、障がい者本人で障害福祉サービスの利用契約等ができない場合の支援（成年後見制度利用支援事業）があります。

②居宅介護

居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行います。

【対象者】

障害支援区分が区分１以上（障がい児にあってはこれに相当する支援の度合い）である者。ただし、通院等介助（身体介護を伴う場合）を算定する場合にあっては、次のいずれにも該当する支援の度合（障がい児にあっては、これに相当する支援の度合）であること。

（１）障害支援区分が区分２以上に該当していること

（２）障害支援区分の認定調査項目のうち、次に掲げる状態のいずれか一つ以上に認定されていること

○「歩行」－「全面的な支援が必要」

○「移乗」－「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

○「移動」－「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

○「排尿」－「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

○「排便」－「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

（令和３年７月１２日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）

○　居宅介護等における「育児支援」は、直接のサービス提供対象が利用者以外であるが、利用者が子どもの保護者として本来家庭内で行うべき養育を代替するものである。従って、居宅介護等における「育児支援」は、次の①から③の全てに該当する場合に、個々の利用者、子ども、家族等の状況を勘案し、必要に応じて、居宅介護等の対象範囲に含まれるものとする。

①利用者（親）が障がいによって家事や付き添いが困難な場合

②利用者（親）の子どもが一人では対応できない場合

③他の家族等による支援が受けられない場合

○　育児支援の具体例

●育児支援の観点から行う沐浴や授乳

●乳児の健康把握の補助

●児童の健康な発達、特に言語発達を促進する観点からの支援

●保育所・学校等からの連絡帳の手話代読、助言、保育所・学校等への連絡援助

●利用者（親）へのサービスと一体的に行う子ども分の掃除、洗濯、調理

●子どもが通院する場合の付き添い

●子どもが保育所（場合によっては幼稚園）へ通園する場合の送迎

●子どもが利用者（親）に代わって行う上記の家事・育児等

③自立生活援助

居宅において単身等で生活する障がい者につき、定期的な巡回訪問又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むために必要な援助を行います。

【対象者】

（１）障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障がい者等で、理解力や生活力等に不安がある者

（２）現に、一人で暮らしており、自立生活援助による支援が必要な者

○地域移行支援の対象要件に該当する施設に入所していた者や精神科病院に入院していた者等であり、理解力や生活力を補う視点から支援が必要と認められる場合

〇人間関係や環境の変化等により、一人暮らしや地域生活を継続することが困難と認められる場合（家族の死亡、入退院の繰り返し等）
〇その他、市町村審査会における個別審査を経てその必要性を判断した上で適当と認められる場合

（３）障がい、疾病等の家族と同居しており（障がい者同士で結婚している場合を含む）、家族による支援が見込めないため、実質的に一人暮らしと同様の状況であり、自立生活援助による支援が必要な者
〇同居している家族が、障がいのため介護や移動支援が必要である等、障害福祉サービスを利用して生活を営んでいる場合
〇同居している家族が疾病のため入院を繰り返したり自宅で療養が必要な場合
〇同居している家族が高齢のため寝たきりの状態である等、介護サービスを利用して生活を営んでいる場合
〇その他同居している家族の状況等を踏まえ、利用者への支援を行うことが困難であると認められる場合

④地域定着支援

居宅で単身等で生活する障がい者であって、地域生活を継続していくための常時の連絡体制の確保による緊急時等の支援体制が必要と見込まれる者について、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に緊急訪問や緊急対応等の各種支援を行います。

【対象者】

以下の者のうち、地域生活を継続していくための常時の連絡体制の確保による緊急時等の支援体制が必要と見込まれる者

（１）居宅において単身で生活する障がい者
（２）居宅において同居している家族等が障がい、疾病等のため、緊急時等の支援が見込まれない状況にある障がい者

⑤就労継続支援Ａ型（雇用型）

通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者のうち適切な支援により雇用契約等に基づき就労する者につき、生活活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。

【対象者】

企業等に就労することが困難な者であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な者

（１）就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった者

（２）特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった者

（３）企業等を離職した者等就労経験のある者で、現に雇用関係がない者

⑥就労継続支援Ｂ型（非雇用型）

通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者のうち通常の事業所に雇用されていた障がい者であってその年齢、心身の状態その他の事情により引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者、その他の通常の事業所に雇用されることが困難な者につき、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。

【対象者】

就労移行支援事業所等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生活活動に係る知識及び能力の向上や維持が期待される者。

（１）就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者

（２）５０歳に達している者又は障害基礎年金１級受給者

（３）（１）及び（２）のいずれにも該当しない者であって、就労移行支援事業所等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている本事業の利用希望者

（４）障害者支援施設に入所する者については、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続を経た上で、市町村により利用の組合せの必要性が認められた者

⑦児童発達支援

療育を行う必要がある未就学の障がい児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。

⑧放課後等デイサービス

学校（幼稚園及び大学を除く。）又は専修学校に就学しており、支援が必要な障がい児を対象に、授業の終了後又は休校日に、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行います。

⑨障害者就業・生活支援センター

障がい者の職業生活における自立を図るため、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連携の下、障がい者の身近な地域において就業面及び生活面における一体的な支援を行います。

【業務内容】

就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害のある方に対し、センター窓口での相談や職場・家庭訪問等を実施する。

（１）就業面での支援

〇就業に関する相談支援

・就職に向けた準備支援（職業準備訓練、職場実習のあっせん）

・障がい者の特性、能力に合った職務の選定

・就職活動の支援

・職場定着に向けた支援

〇障がいのある方それぞれの障がい特性を踏まえた雇用管理についての事業所に対する助言

〇関係機関との連絡調整

（２）生活面での支援

〇日常生活・地域生活に関する助言

・生活習慣の形成、健康管理、金銭管理等の日常生活の自己管理に関する助言

・住居、年金、余暇活動など地域生活、生活設計に関する助言

〇関係機関との連絡調整

障がいのある方の結婚・出産・子育てを
地域で支えるための手引き（参考事例集）

令和６年（２０２４年）１２月

発行者　北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課